

届出書等の「印」を廃止し、提出部数を正本1通にしました。

- ・押印されていてもそのまま受付ます。
- ・副本が必要な場合これまでのとおり2通提出していただければ受付して返却します。

火災予防に関するほぼ全ての届出等が電子申請が利用できます。

※手数料が発生する届出等の電子申請はご利用できません。



◆火災とまぎらわしい行為等の届出

< 3日前まで届出 >

- ・火災とまぎらわしい煙又は火災を発生させるおそれのある行為等の届出書
- ・煙火打上げ等届出書
- ・催物開催届出書
- ・水道断水・減水届出書
- ・道路工事届出書
- ・露店等の開設届出書

◆承認が必要な申請

- ・防火対象物点検報告特例認定申請書
- ・防災管理点検報告特例認定申請書
- ・禁止行為の解除承認申請書
- ・消防用設備等基準特例適用申請書
- ・危険物製造所等基準特例適用申請書
- ・危険物製造所等予防規程制定・変更認可申請書

◆危険物製造所等に関するもの

- ・危険物製造所等完成検査済証再交付申請書
- ・危険物製造所等譲渡引渡届出書
- ・危険物製造所等品名数量、指定数量の倍数変更届出書
- ・危険物製造所等廃止届出書
- ・危険物保安監督者選任・解任届出書・危険物取扱者選任届出書
- ・休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書
- ・休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長申請書
- ・危険物製造所等設置（変更）許可書再交付申請書
- ・タンク検査済証再交付申請書
- ・危険物製造所等設置（変更）許可申請等取下届出書
- ・危険物製造所等名称等変更届出書 ・危険物製造所等軽微な変更届出書
- ・危険物製造所等使用休止（再開）届出書
- ・火気使用工事届出書
- ・危険物製造所等災害発生届出書
- ・地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書

◆消防訓練通知書 < 3日前まで通知 >

◆改修等報告書

◆火災予防に関する申請及び届出

- 防火対象物に関するもの
 - ・防火防災管理者選任（解任）届出書
 - ・統括防火防災管理者選任（解任）届出書
 - ・消防計画作成（変更）届出書
 - ・全体についての消防計画作成（変更）届出書
 - ・管理権原者変更届出書（防火対象物）
 - ・自衛消防組織設置（変更）届出書
 - ・管理権原者変更届出書（防災管理）
 - ・喫煙禁止・喫煙所設置（変更）届
 - ・火災予防上必要な業務に関する計画書
 - ・防火対象物使用開始届出書
 - ・防火管理者資格講習終了証再交付申請書
 - ・工事中の消防計画作成届出書
 - ・消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書
 - ・防火対象物点検結果報告書
 - ・防災管理点検結果報告書
 - ・工事整備対象設備等着工届出書・消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書
- 圧縮アセチレン・少量危険物に関するもの
 - < 工事着手7日前まで届出 >
 - ・圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの開始（廃止）届出
 - ・少量危険物等貯蔵取扱届出書
 - ・少量危険物等貯蔵取扱変更届出書
 - ・少量危険物等貯蔵取扱廃止届出書
- 火を使用する設備等に関するもの
 - < 設置する3日前まで届出 >
 - ・炉等設置届出書
 - ・変電設備等設置届出書
 - ・ネオン管等設備設置届出書
 - ・水素ガス充てん気球設置届出書
- 洞道等届出書



スマホやパソコンと電子メールがあれば、職場や自宅から24時間申請することができます。電子申請は簡単です。

1. メールアドレスを入力
2. 担当者名等の必要事項を入力
3. 届出書をデータで添付
4. 申請ボタンを押す。
5. 受理通知メールが届けば完了

山形市消防本部予防課
023 (634) 1195